

政令第二百八十号

子ども・若者育成支援推進法の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・若者育成支援推進法の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。